

## 介護保険法の規定による行政処分等の実施に関する要綱

(平成20年8月7日区長決定)

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する命令、指定の取消し及び指定の全部又は一部の効力の停止（以下「行政処分」という。）等を行う場合の基準と事務手続きを明確にし、行政処分の手続の公平を確保するとともに透明性の向上を図り、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者（以下「サービス事業者等」という。）に対して的確に行政処分を行うことにより、もって区民の介護保険制度への信頼維持及び利用者保護に資することを目的とする。

#### (用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

### 第2章 行政処分の基準

#### (改善命令)

第3条 区長は勧告を受けたサービス事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を取らなかった場合で必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずる。

2 前項の勧告は、厚生労働省令で定める人員、設備及び運営に関する基準に違反しているサービス事業者等に対し、区長が必要と認める場合に、期限を定めて、基準を遵守すべきことを求めて行う。

3 勧告を行う場合の基準は、別表第1のとおりとする。

4 区長は、勧告を受けた者が期限内にこれに従わなかった場合で必要があると認めるときは、その旨を公表する。

5 命令を行う場合の基準は、別表第2のとおりとする。

6 区長は、命令を行ったときは、その旨を告示する。

#### (指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止)

第4条 区長は、サービス事業者等が別表第3の基準に該当する場合で必要があると認めるときは、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止（以下「取消し等」という。）を行う。

2 区長は、取消し等を行ったときは、その旨を告示する。

### 第3章 行政処分の手続

#### (趣旨)

第5条 区長が行政処分を行うときは、この要綱の規定並びに行政手続法（平成5年法律第88号）及び東京都板橋区聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年東京都板橋区規則第80号）の規定による。

#### (行政処分の手続きの開始)

第6条 区長は、法律違反、介護報酬の不正請求、不適正な介護サービスの提供等が認められ

る場合、その他区長が必要と認めるときは、行政処分の手続きを開始し、その事案の調査結果の内容を記載した調書（以下「監査調書等」という。）を作成する。

（意見陳述）

第7条 行政処分を行うときは、次の各号のいずれかの方法により当事者の意見陳述の機会を設ける。

（1） 取消し等を行うとき又は区長が相当と認めるときは、聴聞を行う。

（2） 前号に該当しないときは、弁明の機会を設ける。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

（1） 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続きを執ることができないとき。

（2） 法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

（3） 施設若しくは設備の設置、維持もしくは管理又は物の製造、販売その他の取り扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であって、その不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

（4） 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金額の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

（5） 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして行政手続法施行令（平成6年政令第265号）で定める処分をしようとするとき。

（聴聞）

第8条 聴聞を行うときは、聴聞の日の1週間前の日までに当事者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した聴聞通知書を交付して通知する。

（1） 聴聞の件名

（2） 予定される行政処分の内容と根拠法令の条項

（3） 行政処分の原因となる事実

（4） 聴聞の日時及び場所

（5） 聴聞に関する事務担当者の連絡・照会先

（6） 聴聞の日に出席して意見を述べ、証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出できること。

（7） 聴聞の日に出席する代わりに陳述書及び証拠書類等を提出できること。

（8） 聴聞が終結するまでの間、監査調書等を見ることができること。

（9） 代理人を選任できること。

（10） 聴聞の日に主宰者の許可を得て、補佐人とともに出席できること。

（11） 正当な理由無く聴聞の日に出席し、かつ、その日までに陳述書又は証拠書類等が提出

されないときは、聴聞が終結すること。

2 当事者の所在が判明しない場合は、前項の規定による通知を、次の各号に掲げる事項を記載した書面を区役所に告示することで行う。この場合は、告示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知が当事者に到達したものとみなす。

- (1) 当事者の名称又は氏名
- (2) 聴聞の日時及び場所
- (3) 聴聞に関する事務担当者の連絡・照会先
- (4) 前項の聴聞通知書をいつでも当事者に対して交付する旨

3 聴聞は、健康生きがい部長寿社会推進課長が主宰する。ただし、長寿社会推進課長が主宰できないときは、健康生きがい部介護保険課長以外の健康生きがい部の課長で長寿社会推進課長の指名する者が主宰する。

4 主宰者は、当事者以外の者であつて、当該行政処分に利害関係を有すると認められるものに対し、当該聴聞手続きに参加することを求め、又は当該聴聞手続に参加することを許可する。

5 主宰者は、聴聞の日ごとに、聴聞の審理の経過を記載した調書（以下「聴聞調書」という。）を作成し、聴聞終結後、行政処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書（以下「聴聞報告書」という。）を作成する。

6 主宰者は、当事者又は参加人の求めに応じ、聴聞調書及び聴聞報告書を閲覧させる。

(弁明)

第9条 弁明は、当事者が弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出して行うものとする。

2 弁明の機会を設けるときは、弁明書の提出期限の1週間前までに、当事者に対し次の各号に掲げる事項を記載した弁明の機会の付与通知書を交付して通知する。

- (1) 弁明の件名
- (2) 予定される行政処分の内容と根拠法令の条項
- (3) 行政処分の原因となる事実
- (4) 弁明書の提出先及び提出期限
- (5) 代理人を選任できること
- (6) 提出期限までに弁明書が提出されないときは、弁明の機会を放棄したものとみなすこと

3 当事者の所在が判明しない場合は、前項の規定による通知を、次の各号に掲げる事項を記載した書面を区役所に告示することで行う。この場合は、告示を行った日から2週間を経過したときに、当該通知が当事者に到達したものとみなす。

- (1) 当事者の名称又は氏名
- (2) 弁明書の提出先及び提出期限
- (3) 前項の弁明の機会の付与通知書をいつでも当事者に対して交付する旨  
(行政処分の決定)

第10条 行政処分の決定に当たっては、聴聞調書及び聴聞報告書又は弁明書の内容を十分に考慮する。

(本人通知)

第11条 行政処分を行うことを決定したときは、当事者に対し行政処分の内容、根拠条項及び行政処分を行う理由を明記した行政処分通知書を交付する。

(不服申し立て)

第12条 聴聞の手続を経てされた行政処分については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申し立てをすることができない。

#### 第4章 雑則

(事実の公表)

第13条 区長は、行政処分を行った場合は、その旨を告示する。

(関係機関への通知)

第14条 区長は、命令、取消し等を行ったときは、東京都国民健康保険団体連合会、東京都及び、厚生労働省に通知する。

付 則

この要綱は、平成20年8月8日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

#### 別表第1（第3条関係）

介護保険法の規定により勧告を行う場合の基準

1 板橋区介護保険サービス事業者等指導及び監査実施要綱（平成18年3月31日制定）に基づく指導又は監査の結果、サービス事業者が、次表に該当するとき。

法第78条の9第1項に規定する勧告を行う場合（指定地域密着型サービス事業者）	1 法第78条の2第8項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従っていないと認められるとき。 2 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について法第78条の4第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないと認められるとき。 3 法第78条の4第2項又は第5項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従っていないと認められるとき。
法第83条の2第1項に規定する勧告を行う場合（指定居宅介護支援事業者）	1 当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について法第81条第1項の市町村の条例で定める員数を満たしていないと認められるとき。 2 法第81条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をしていないと認

	められるとき。 3 法第81条第5項に規定する便宜の提供を適正に行っていないと認められるとき。
法第115条の18第1項に規定する勧告を行う場合（指定地域密着型介護予防サービス事業者）	1 法第115条の12第6項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従っていないと認められるとき。 2 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について法第115条の14第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないと認められるとき。 3 法第115条の14第2項若しくは第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従っていないと認められるとき。
法第115条の28第1項に規定する勧告を行う場合（指定介護予防支援事業者）	1 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について法第115条の24第1項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていないと認められるとき。 2 法第115条の24第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従っていないと認められるとき。

2 上記と同様の状態であると認められるとき。

#### 別表第2（第3条関係）

##### 介護保険法の規定により命令を行う場合の基準

法第78条の9第3項に規定する命令を行う場合（指定地域密着型サービス事業者）	法第78条の9第1項による勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき。
法第83条の2第3項に規定する命令を行う場合（指定居宅介護支援事業者）	法第83条の2第1項の規定による勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき。
法第115条の18第3項に規定する命令を行う場合（指定地域密着型介護予防サ	法第115条の18第1項による勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき。

ービス事業者)	
法第115条の28第3項に規定する命令を行う場合(指定介護予防支援事業者)	法第115条の28第1項による勧告を受けた指定介護予防支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき。

別表第3 (第4条関係)

介護保険法の規定により指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止を行う場合の規  
準

法第78条の10に規定する指定の取消し等を行う場合(指定地域密着型サービス事業者)	<p>1 指定地域密着型サービス事業者が、法第78条の2第4項第4号の2から第5号の2まで、第9号(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第10号(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第11号(第5号の3に該当する者であるときを除く。)又は第12号(第5号の3に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>2 指定地域密着型サービス事業者が、法第78条の2第6項第3号から第3号の4までのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>3 指定地域密着型サービス事業者が、法第78条の2第8項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。</p> <p>4 指定地域密着型サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、法第78条の4第1項の市町村の条例で定める規準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>5 指定地域密着型サービス事業者が、法第78条の4第2項又は第5項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>6 指定地域密着型サービスが、法第78条の4第8項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>7 指定地域密着型サービス事業者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行うものに限る。)が、法第28条第5項(第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項、第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。)の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。</p> <p>8 地域密着型介護サービス費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>9 指定地域密着型サービス事業者が、法第78条の7第1項の規定に</p>
---	--

	<p>より報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられて、これに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>10 指定地域密着型サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、法第78条の7第1項の規定により出頭を求められこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>11 指定地域密着型サービス事業者が、不正の手段により法第42条の2第1項本文の指定を受けたとき。</p> <p>12 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、この法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。</p> <p>13 前号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>14 指定地域密着型サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>15 指定地域密着型サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p>
<p>法第84条に規定する指定の取消し等を行う場合（指定居宅介護支援事業者）</p>	<p>1 指定居宅介護支援事業者が、法第79条第2項第3号の2から第4号の2まで、第8号（同項第4号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）又は第9号（同項第4号の3に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者が、当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について、法第81条第1項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者が、法第81条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者が、法第81条第6項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>5 法第28条第5項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。</p> <p>6 指定居宅介護支援事業者が、法46条に規定する居宅介護サービス</p>

	<p>計画費の請求に関し不正をしたとき。</p> <p>7 指定居宅介護支援事業者が、法第83条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>8 指定居宅介護支援事業者又はその従業者が、法第83条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅介護支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>9 指定居宅介護支援事業者が、不正の手段により法第46条第1項の指定を受けたとき。</p> <p>10 指定居宅介護支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>11 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>12 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p>
<p>法第115条の19に規定する指定の取消し等を行う場合(指定地域密着型介護予防サービス事業者)</p>	<p>1 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、法第115条の12第2項第4号の2から第5号の2まで、第9号(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第10号(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第11号(第5号の3に該当する者であるときを除く。)又は第12号(第5号の3に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>2 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、法第115条の12第3項第3号から第6号までのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>3 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、法第115条の12第6項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。</p> <p>4 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について法第115条の14第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>5 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、法第115条の14第2項又は第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着介護予</p>

	<p>防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすることができなかつたとき。</p> <p>6 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、法第115条の14第8項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>7 地域密着型介護予防サービス費の請求に関し不正があつたとき。</p> <p>8 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、法第115条の17第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>9 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、法第115条の17第1項の規定により出頭を求められこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>10 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、不正の手段により法第54条の2第1項本文の指定を受けたとき。</p> <p>11 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、この法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律や政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>12 前号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>13 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>14 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p>
<p>法第115条の29に規定する指定の取消し等を行う場合(指定介護予防支援事業者)</p>	<p>1 指定介護予防支援事業者が、法第115条の22第2項第4号、第4号の2又は第8号のいずれかに該当するに至つたとき。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、法第115条の24第1項の厚生省令で定める基準若しくは同項の厚生省令で定める員数を満たすことができなくなつたとき。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者が、法第115条の24第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する</p>

<p>基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>4 指定介護予防支援事業者が、法第115条の24第5項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>5 介護予防サービス計画費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>6 指定介護予防支援事業者が、法第115条の27第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>7 指定介護予防支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、法第115条の27第1項の規定により出頭を求められこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>8 指定介護予防支援事業者が、不正の手段により法第58条の第1項の指定を受けたとき。</p> <p>9 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、この法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律や政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>10 前号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>11 指定介護予防支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき、前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p>
---